

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

株式会社日本政策金融公庫
(特定事業等促進円滑化業務)

令和5年10月18日

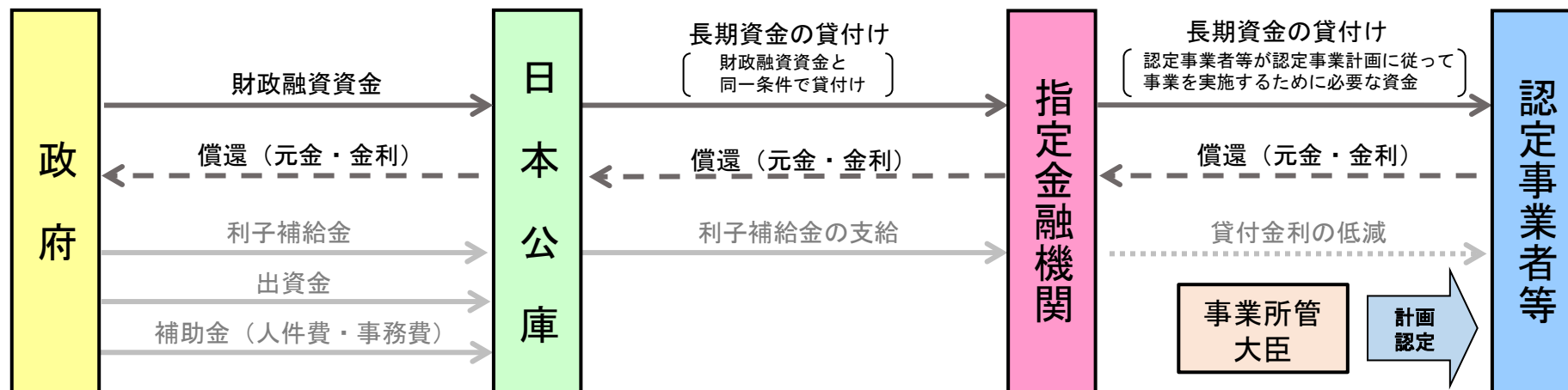
財務省理財局

<目 次>

1. 業務の概要
2. 令和6年度要求の概要
3. 編成上の論点：事業規模について

1. 業務の概要

- 日本公庫の「特定事業等促進円滑化業務」は、**特定の政策的要請**（GX、DX、経済安全保障等）に沿った個別法に基づき、事業所管大臣より**事業計画の認定を受けた大企業・中堅企業に対して、長期・低利の資金供給**を行うもの。
- 具体的には、①日本公庫が財政融資を原資として、同一条件で指定金融機関に貸付けを実施（ツーステップ・ローン）、②指定金融機関がツーステップ・ローンを原資として、事業内容に応じて認定事業者に貸付けを行うことで、長期・低利の資金を供給。



業務	特定事業 促進円滑化業務	事業再編 促進円滑化業務	事業適応 促進円滑化業務(注)	開発供給等 促進円滑化業務	事業基盤強化 促進円滑化業務	導入 促進円滑化業務	供給確保 促進円滑化業務
支援対象	エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う事業を実施しようとする事業者	事業再編等を実施しようとする事業者等	事業適応（脱炭素化等）を実施しようとする事業者	5Gシステムの開発導入又は特定半導体生産施設整備等を実施しようとする事業者	事業再編や生産性向上の促進等により事業基盤強化を実施しようとする造船等事業者	低環境負荷・安全・省力化に資する特定船舶を導入しようとする事業者	特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする事業者
根拠法	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（低炭素投資促進法）	産業競争力強化法		特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（5G促進法）	造船法	海上運送法	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）
業務開始日	平成22年8月16日	平成23年7月1日	令和3年8月2日	令和2年8月31日	令和3年8月24日	令和3年8月24日	令和5年1月13日
指定金融機関	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行 民間18機関	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行 伊予銀行	日本政策投資銀行 伊予銀行	日本政策投資銀行

(注) 事業適応促進円滑化業務については、日本公庫が担う業務内容として、必要な資金の貸付け（ツーステップ・ローン）に加えて、利子補給金の支給が個別法において規定されている。

2. 令和6年度要求の概要

- 事業者の資金需要を踏まえ、財政融資2,315億円（対前年度計画比△52億円）を要求。

（単位：億円）

	5年度 当初(A)	6年度 要求(B)	増減(△)額 (B)-(A)
事業規模（=再計）①+②	2,367	2,315	△52
特定事業促進円滑化業務	50	50	—
事業再編促進円滑化業務	400	400	—
事業適応促進円滑化業務	800	750	△50
開発供給等促進円滑化業務	300	300	—
事業基盤強化促進円滑化業務	170	170	—
導入促進円滑化業務	47	45	△2
供給確保促進円滑化業務	600	600	—
財政投融资①	2,367	2,315	△52
財政融資	2,367	2,315	△52
自己資金等②	—	—	—

（参考）事業基盤強化計画の認定申請書（様式）・抜粋

別表4
事業基盤強化の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

別表5
事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法
（単位：百万円）

年 度	調達先		借入金	自己資金	その他	合計	備考
	費用						

(注)
1. 「借入金」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「借入金」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。
2. 法第十六条に基づく公庫の行う事業基盤強化円滑化促進業務による資金の借入れを希望する場合には、「備考」にその旨を記載する。

別表6
事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項

別表7
法第十五条の特例措置に関する事項
1. 事業基盤強化を行う事業者の国内売上高合計額

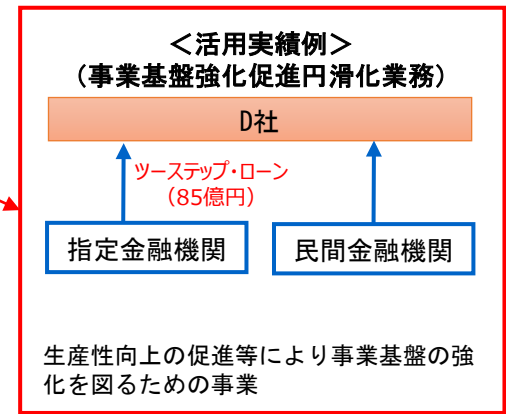
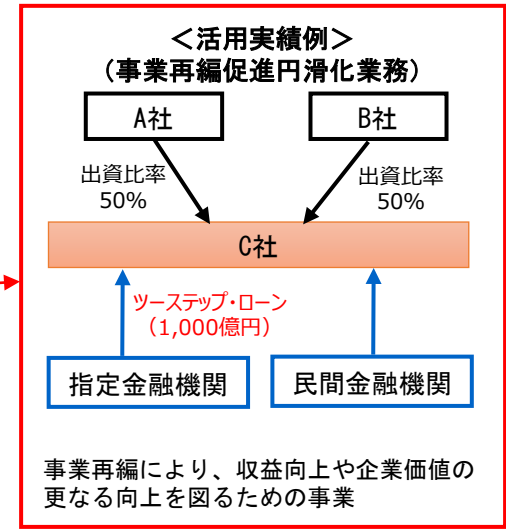
	甲	
事業基盤強化を行う事業者の名称		
国内売上高合計額	(年 月 期現在)	(年 月 期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠		

事業者が各省庁に計画の認定申請を行う際、ツーステップ・ローンを原資とした指定金融機関からの借入希望を申告

3. 編成上の論点：事業規模について

(単位：億円)

業務名		平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (計画)	6年度 (要求)
特定事業 促進円滑化 業務	計画	1,000	1,000	500	500	500	500	500	20	200	200	200	200	50	50	50
	実績	200	13	78	107	29	11	11	5	-	-	-	-	-	-	-
事業再編 促進円滑化 業務	計画		1,000	1,000	500	500	1,000	500	480	500	1,200	400	200	400	400	400
	実績			250		200					1,000					
事業適応 促進円滑化 業務	計画											1,200	1,150	800	750	
	実績															
開発供給等 促進円滑化 業務	計画											100	150	300	300	300
	実績															
事業基盤強化 促進円滑化 業務	計画												170	170	170	170
	実績												85	14		
導入 促進円滑化 業務	計画												30	47	47	45
	実績															
供給確保 促進円滑化 業務	計画													600	600	
	実績															
合計	計画	1,000	2,000	1,500	1,000	1,000	1,500	1,000	500	700	1,400	700	1,950	2,117	2,367	2,315
	実績	200	13	328	107	229	11	11	5	-	1,000	-	85	14		



＜論点＞

- 例年、事業者の資金需要を踏まえて事業規模を見込んでいるが、ツーステップ・ローンを原資とした融資実績は計画額と比べて低調となっている中、令和6年度の事業規模は実需に見合った適正な水準となっているか。